

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食肉処理業者、卸売業者等)に関する監視指導結果

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食肉処理業者、卸売業者等)

1. 立入りを行った施設数

※通知文、パンフレット配布等のみの施設も計上します。

15 施設

2. 1のうち加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数(実数)

※通知文、パンフレット配布等のみの施設は計上しません。

12 施設